

第49回定時株主総会
電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項

下記の事項につきましては、法令及び当社定款第18条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。

主要な営業所（2026年3月31日現在）	1 頁
会社役員に関する事項	
・責任限定契約の内容の概要	2 頁
・役員等賠償責任保険契約の内容の概要等	
会計監査人の状況	3 頁
業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要及び当該体制の運用状況の概要	4 ～ 9 頁
連結株主資本等変動計算書	10 頁
連結注記表	11 ～ 20 頁
株主資本等変動計算書	21 頁
個別注記表	22 ～ 27 頁
計算書類に係る会計監査報告	28 ～ 29 頁

株式会社三洋堂ホールディングス

主要な営業所（2026年3月31日現在）

1. 当社

本部 名古屋市瑞穂区新開町18番22号

2. 株式会社三洋堂書店

本部 名古屋市瑞穂区新開町18番22号

物流センター 愛知ロジスティクスセンター（愛知県犬山市）

店舗 65店舗

地 区	店 名
名古屋市内 (5店舗)	いりなか店、新開橋店、志段味店、当知店、よもぎ店
その他愛知県 (19店舗)	梅坪店、豊川店、本新店、知立店、半田店、鳥居松店、香久山店、清洲店、ひしの店、大田川店、乙川店、西尾店、城山店、江南店、碧南店、アクトスWill_G 三洋堂シャオ西尾店、高浜Tぽーと店、ホビープラネットイオンモール常滑店、三洋堂トレカ館ららぽーと愛知東郷店
岐阜県 (22店舗)	長良店、土岐店、ルビットタウン高山店、穂積店、みのかも店、高富店、新関店、大和店、アクロスプラザ恵那店、大垣パロー店、各務原店、たじみ店、本巣店、せき東店、垂井店、下恵土店、こくふ店、養老店、瑞浪中央店、市橋店、中津川店、ルビットタウン中津川店
三重県 (9店舗)	富田店、桑名店、北勢店、星川店、白塚店、名張店、生桑店、菰野店、四日市店
滋賀県 (3店舗)	近江八幡店、長浜店、豊郷店
奈良県 (4店舗)	橿原神宮店、桜井店、大安寺店、香芝店
福井県 (1店舗)	小浜店
長野県 (1店舗)	駒ヶ根店
茨城県 (1店舗)	石岡店

3. 株式会社三洋堂プログレ（名古屋市瑞穂区）

店舗 2店舗

地 区	店 名
岐阜県 (1店舗)	神戸クック・ワールドビュッフェイオンタウン各務原鶴沼店
福井県 (1店舗)	神戸クック・ワールドビュッフェパリオシティ福井店

会社役員に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社各社の取締役、監査役及び当社の執行役員であり、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により被保険者が株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等により負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

会計監査人の状況

(1) 名称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,100千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,100

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

さらに、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要 及び当該体制の運用状況の概要

当社及び当社子会社（以下、当社グループという）の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 業務の適正を確保するための体制の決議の内容の概要

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守の行動規範として企業倫理憲章ならびにコンプライアンスに係る規程を制定するとともに、グループ各社にその徹底を図るため従業員教育を実施する。
- ② 総務担当部署をコンプライアンス統括部署とする。総務担当部署は当社グループ内のコンプライアンス体制、規程等の整備状況を統括・管理し、内部監査室はコンプライアンス状況を監査する。
- ③ 当社グループ全体のリスク管理及びコンプライアンス体制の強化を目的として、リスク・コンプライアンス委員会を設置する。リスク・コンプライアンス委員会は、重要リスク及びコンプライアンス課題を把握し、対応方針の審議を行い、その結果を必要に応じて取締役会へ報告する。
- ④ 当社グループ内の法令違反、不祥事等の企業内自浄能力維持、確保のためにグループ内部通報制度を制定する。
- ⑤ 当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、警察、顧問弁護士、外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

- ① 総務担当取締役は、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。
- ② 総務担当取締役は、文書等の記録、管理及び保存の方法を、文書管理規程及び文書等保存規程に定めるものとする。
- ③ 取締役及び監査役は常時これらの文書又は電磁的媒体を閲覧できるものとする。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に対する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を制定するとともにリスク管理統括責任者を定め、当社グループ内のリスク管理体制を整備する。
- ② リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループにおけるリスクの識別・評価及びコンプライアンス状況の把握を行うとともに、必要な対応方針を審議し、その結果を必要に応じて取締役会へ報告する。
- ③ 当社グループ内のリスク管理の徹底、未然防止を図るため、必要に応じて顧問弁護士その他外部専門家と提携する。

- ④ 当社グループ内において経営危機が発生した場合には、社長を本部長とする危機管理対策本部を設置し、リスク管理統括責任者、顧問弁護士その他外部専門家を含む体制を構築し、迅速な対応及び損害拡大の防止を図る。
- ⑤ 内部監査室は、リスク管理規程に基づき、当社グループ内のリスク管理体制及びリスク管理状況を監査する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役、社員等が共有する全体的な方針、目標及び年度予算計画を定め、各部署、各子会社はこれに基づき目標・計画を策定する。
- ② 毎期末に、向こう3ヶ年の中期経営計画を策定し、翌期末にレビューを行う。
- ③ 当社グループの取締役は組織規程、職務権限規程に基づき業務の執行を行い、取締役会は権限委譲及び決裁ルールに基づきその運用状況を監督する。
- ④ 取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の迅速な意思決定を行う。

(5) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 企業倫理憲章ならびにコンプライアンスに係る諸規程に基づくコンプライアンス体制は、子会社を含めた当社グループ全体を対象にする。
- ② 当社は、子会社に対しては独立性を尊重しつつ、関係会社管理規程に基づき、子会社から当社への定期的な報告と重要事項についての当社と子会社との協議・決裁を通して適切な経営管理を行う。
- ③ 当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携し、子会社に対して監査を行い、業務の適正を確保する。
- ④ 当社の内部監査室は、子会社に対して内部監査を行い、子会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて適切な人材を配置する。
- ② 当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役は、監査役への報告事項及び監査役会への付議・報告事項を、監査役と協議のうえ、監査役監査基準その他関連規程に定める。
- ② 当社グループの取締役及び使用人は、法令、定款又は社内規程に違反する行為その他企業倫理上不適切な行為のおそれがある事実及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、内部通報制度その他適切な方法により報告するものとする。監査役職務執行に必要な事項については、監査役へ適切に共有する体制を確保する。
- ③ 監査役は、必要と判断したときは、いつでも当社グループの取締役又は使用人に対し報告を求めることができる。
- ④ 内部通報担当部署は、内部通報窓口への通報内容及びその処理状況について定期的に監査役へ報告するとともに、監査役から求めがあった場合には随時報告する。
- ⑤ 内部通報担当部署は、内部通報窓口への通報内容が監査役職務執行に必要な範囲に係る場合又は通報者が監査役への報告を希望する場合は、速やかに監査役へ報告する。
- ⑥ 当社グループは、前各号の報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ⑦ 当社グループは、内部通報に関する秘密保持を徹底し、通報者を特定しようとする行為を禁止する。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役（会）は、取締役会に年に2回以上ヒアリングを行うとともに、定期的に意見交換会を開催し、特に、内部統制システムに関する監査の結果について報告し、必要あるときは内部統制システムの改善を助言又は勧告する。
- ② 監査役は、内部監査室と連携を強化し、内部監査室から内部監査の結果について報告を求め、その是正計画に対し助言を行うとともにグループ各社の監査役とも連携を図る。
- ③ 監査役は、会計監査人との連携を図り、監査報告書等を通じて内部統制システムの状況を監視し検証する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令遵守の行動規範としての企業倫理憲章並びにコンプライアンス基本規程は常に社内で見ることができる状態にあり、社内への周知徹底及び社内研修による教育等を継続的に実施しております。

総務担当部署はコンプライアンス統括部署として、当社グループ内のコンプライアンス体制、規程等の整備状況を統括・管理し、内部監査室はコンプライアンス状況を適切に監査しており、それらを日常の監査に織り込む形で実施しております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を、当社グループ全体のリスク管理及びコンプライアンス体制の強化を目的として設置しており、重要リスク及びコンプライアンス課題を把握し、対応方針の審議を行い、その結果を必要に応じて取締役会へ報告しております。

内部通報制度では、第三者機関による内部通報窓口（リスクホットライン）を設置して社内に周知を図っており、適切に運用しております。反社会的勢力との関係を遮断するとともに、警察、顧問弁護士及び外部専門機関と緊密に連携して毅然とした態度で対応しております。また、新規取引先についても反社会的勢力調査を実施して、関係が発生しないよう対応しております。

(2) 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に対する体制

取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務の執行に関する情報（文書又は電磁的記録）は、文書管理規程及び文書等保存規程に基づき、適切に保存及び管理を行っております。また、取締役及び監査役は常時これらの文書又は電磁的記録を閲覧できるように管理されております。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に対する規程その他の体制

リスク管理規程の定めに基づき、リスク管理統括責任者のもと、リスク・コンプライアンス委員会において当社グループに係るリスクの識別・評価及びコンプライアンス状況の把握を行っております。リスク・コンプライアンス委員会においては、重要なリスク及びコンプライアンス課題について対応方針の審議を行い、その結果を必要に応じて取締役会へ報告しております。取締役会はそれを受けて必要な意思決定を行っております。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

3ヶ年の中期経営計画に基づき、毎年各部門の方針並びに業績目標を明確にして社内で見るとともに、年度の予算の達成状況については、原則として毎月1回定期的に開催される定例取締役会にて報告され、必要に応じて対策検討を実施することで経営目標の達成管理を行っております。

権限委譲及び決裁ルールを定めた組織規程、職務権限規程に基づき、業務執行に係る重要

案件については、取締役会への上程前に執行役員会に付議し、執行役員会による実行の妥当性、リスクの有無等の議論を経ることで、取締役の職務執行の適正性と効率性を図っていることから、取締役会が取締役の職務執行の運用状況を監督しております。

(5) その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社を含めた当社グループ全体として、企業倫理憲章並びにコンプライアンスに係る諸規程に基づくコンプライアンス体制の構築を図っております。

関係会社管理規程に基づき、子会社で必要とされる稟議事項については、当社の取締役と取締役会にて検討を行い承認・決裁を行うことで業務の適正を確保しております。

当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接に連携して子会社に対して監査を行い、また当社の内部監査室も、子会社に対して内部監査を行うことによって、子会社の業務全般にわたる適正性と内部統制の有効性を確保しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役付きスタッフを置くこととしておりますが、現在当該スタッフはおりません。また、当該スタッフを置いた場合の独立性については監査役監査基準にて定めております。

(7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及びその報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査役は、取締役会、執行役員会等の重要な会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況並びに社内のコンプライアンスの遵守状況を把握するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。また、当社グループは、監査役に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わないように徹底しております。さらに、内部通報に関する秘密保持を徹底し、通報者を特定しようとする行為を禁止しております。

(8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、監査役の請求に従い経理グループが適切に対応しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に年に2回以上ヒアリングを行うとともに、毎月の定例取締役会に参加して定期的に意見交換を実施しており、常勤監査役は毎週開催される執行役員会にも出席して、監査役の立場から積極的に発言しております。また、内部監査室から内部監査の結果について適時に受けるとともに定例取締役会においても報告を受けており、子会社の監査役とも意見交換を行っております。さらに、会計監査人とも会計監査の都度に会合を行っており、監査報告書等を通じて内部統制システムの状況について監視しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日 残高	100,000	2,441,421	158,327	△100,520	2,599,229
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			340,406		340,406
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	340,406	—	340,406
2026年3月31日 残高	100,000	2,441,421	498,733	△100,520	2,939,635

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			非支配株主 持 分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2025年4月1日 残高	175,075	46,262	221,338	303	2,820,871
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					340,406
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純 額)	△97,400	△20,673	△118,074	1,376	△116,697
連結会計年度中の変動額合計	△97,400	△20,673	△118,074	1,376	223,708
2026年3月31日 残高	77,675	25,589	103,264	1,680	3,044,579

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社三洋堂書店
株式会社三洋堂プロブレ

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却
以外のもの 原価は移動平均法により算定）
- ・ 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

主として売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については当該契約期間を耐用年数の限度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却をしております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～34年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

当社及び連結子会社の従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

将来のポイントの使用により発生する費用に備えるため、未使用ポイント残高に対して、過去の使用実績等を勘案して、将来使用が見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 商品の販売

当社グループの顧客との契約から生じる収益は、主に店舗における本、文具・雑貨等の商品の販売によるものであり、これら商品の販売については、商品の引渡時点において顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、当社グループが代理人に該当すると判断した取引については、商品の引渡時点において、商品の販売を手配する履行義務が充足されると判断していることから、顧客に商品を引き渡した時点で顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。代金は、商品引渡し後、概ね1カ月以内に回収しております。

ロ. ポイント制度

販売時に自社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として収益から控除して繰り延べ、顧客のポイント利用に従い収益を認識しております。なお、販売時に他社ポイントを付与するサービスの提供については、付与したポイントに係る他社への支払額を控除して収益を認識しております。

ハ. 不動産賃貸収入

当社グループの店舗へのテナント誘致に伴う不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、その発生期間に賃貸収益を認識しております。代金は、収益認識後、概ね1カ月以内に回収しております。

- ⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
退職給付に係る会計処理の方法
- ・退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ・数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
固定資産の減損損失

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額	
有形固定資産	2,655,407千円
無形固定資産	79,987千円
投資その他の資産のその他	22,984千円
減損損失	50,919千円

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。また、当社グループの本社建物等は共用資産としてより大きな単位でグルーピングをしております。

上記資産グループにおいては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている店舗等、土地の時価が著しく下落している店舗、退店の意思決定を行った店舗及び将来使用見込みのない遊休資産に減損の兆候があると判断しております。

減損の兆候がある場合には、当該資産グループの将来キャッシュ・フローを見積り、割引前将来キャッシュ・フローの合計額が固定資産の帳簿価額を下回る場合に、使用価値又は正味売却価額のいずれか高いほうの金額（回収可能価額）まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

減損の兆候の有無の判定に際して使用する営業損益の見込み、及び減損損失の認識の要否の検討において使用する割引前将来キャッシュ・フローの算定には、重要な仮定として、各店舗の過去の実績等に基づいた翌期以降の売上高・売上総利益予測、翌期以降の経費削減施策の効果等による営業損益改善予測が含まれております。

固定資産の減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては、入手した情報に基づき慎重に検討しておりますが、固定資産の価格の下落や店舗の継続的な収益の悪化に伴う事業計画の変更、市場環境の変化により、見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じて回収可能価額が減少した場合には、減損損失の計上が必要となり、当社グループの翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	40,729千円
土地	1,241,613千円
計	1,282,343千円

② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	850,598千円
買掛金	600,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,030,444千円

4. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「7. 収益認識に関する注記（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
愛知県他（7店舗）	店舗	建物等

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

上記資産グループにおいては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている店舗、及び土地の時価が著しく下落している店舗を対象としております。回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（50,919千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物16,620千円、有形固定資産のその他29,983千円、無形固定資産56千円、投資その他の資産のその他4,258千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値の測定にあたっては将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	7,400千株	一千株	一千株	7,400千株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資については原則として短期的な預金等で運用し、手元流動性資金の確保に努めております。また、設備投資計画に照らして必要な資金を主に銀行からの長期借入金により調達し、短期的な運転資金は銀行借入により調達する方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

- ・営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- ・投資有価証券である株式は、原則として業務上の関係を有する企業又は競合関係にある企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
- ・営業債務である買掛金、及び電子記録債務は、原則として1年以内の支払期日としております。
- ・借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達手段として借り入れるものとしておりますが、原則として手元資金の範囲内で支出を賄うこととしております。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達として、固定金利又は変動金利で調達しており、変動金利については金利の変動リスクに晒されておりますが、市場金利の状況を把握することにより、金利変動リスクを管理しております。
- ・差入保証金は、賃借物件の利用による出店に際しての、貸主に対する敷金及び保証金等であります。これらは、貸主の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・売掛金は、定期的に回収される売掛金額の店舗ごとの確認、異常値の有無の確認、月末残高の確認により、管理しております。
- ・投資有価証券である株式は、四半期ごとに時価を把握し、変動が大きい場合は取締役会に報告しております。
- ・差入保証金は、四半期ごとに残高変動の有無及び個別の貸倒懸念事象発生の有無を確認し、必要に応じて取締役会へ報告しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当連結会計年度末日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	162,810	162,810	—
(2) 差入保証金	882,725	756,932	△125,793
資産計	1,045,535	919,742	△125,793
(1) 長期借入金 (1年内返済予 定の長期借入金含む)	2,569,780	2,490,402	△79,377
負債計	2,569,780	2,490,402	△79,377

- (注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「電子記録債務」「未払法人税等」「短期借入金」については、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。なお、変動金利による借入については、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似するものと考えられることから、当該帳簿価額によっております。
2. 市場価格のない株式等については、「資産 (1) 投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	6,750

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	162,810	—	—	162,810
資産計	162,810	—	—	162,810

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	756,932	—	756,932
資産計	—	756,932	—	756,932
長期借入金 (1年内返済予定の長期借 入金含む)	—	2,490,402	—	2,490,402
負債計	—	2,490,402	—	2,490,402

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価は、契約期間及び信用リスクを勘案し、将来キャッシュ・フローと国債の利回り等の適切な指標を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)

長期借入金の時価は、元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものについては、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えているため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、小売サービス事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
書店部門	8,578,822
トレカ部門	2,576,004
文具・雑貨・食品部門	1,773,467
駿河屋部門	1,128,182
古本部門	510,931
セルAV部門	466,754
TVゲーム部門	389,513
レンタル部門	731,370
新規事業部門	729,703
サービス販売部門	133,152
その他	1,823
顧客との契約から生じる収益	17,019,726
その他の収益	229,659
外部顧客への売上高	17,249,386

- (注) 1. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益（サービス販売部門）であります。
2. 当連結会計年度より、従来「新規事業部門」に含めておりました駿河屋売上について、業績の管理区分をより明確にするため、「駿河屋部門」として独立表示しております。なお、前連結会計年度の「駿河屋部門」は、624,374千円であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	467,014
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	568,322
契約負債（期首残高）	37,236
契約負債（期末残高）	34,400

契約負債は、主に当社グループが付与したポイントのうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首の契約負債に含まれていたものは、16,124千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末日現在、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は32,749千円であります。当社は、当該残存履行義務について、ポイントが使用されるにつれて今後1年から3年の間で収益を認識することを見込んでいます。なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	417円79銭
(2) 1株当たり当期純利益	46円74銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
2025年4月1日 残高	100,000	1,130,452	1,310,720	2,441,173	130,600	130,600
事業年度中の変動額						
当期純利益					215,247	215,247
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	215,247	215,247
2026年3月31日 残高	100,000	1,130,452	1,310,720	2,441,173	345,848	345,848

	株 主 資 本		評価・換算 差 額 等	純資産 合 計
	自己株式	株主資本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2025年4月1日 残高	△100,520	2,571,253	175,075	2,746,329
事業年度中の変動額				
当期純利益		215,247		215,247
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△97,400	△97,400
事業年度中の変動額合計	—	215,247	△97,400	117,847
2026年3月31日 残高	△100,520	2,786,501	77,675	2,864,176

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。事業用定期借地権等が設定されている建物及び構築物については当該契約期間を耐用年数の限度とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については3年間で均等償却をしております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～34年

構築物 10～20年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

③ 長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社への店舗物件の賃貸による不動産賃貸収入及び子会社への経営指導料であります。不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づき、その発生期間に賃貸収益を認識しており、代金は、収益認識後、概ね1カ月以内に回収しております。経営指導料については、子会社との契約内容に応じた受託業務の提供を履行義務として識別し、当該業務を提供した時点で収益を認識しており、代金は、履行義務充足後、契約に基づき、概ね1カ月以内に回収しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

- (1) 翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

固定資産の減損損失

- (2) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,666,316千円
無形固定資産	79,987千円
長期前払費用	4,297千円
減損損失	46,661千円

- (3) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、子会社が営む店舗に物件を賃貸しており、当該賃貸物件ごとに資産のグルーピングを行っています。また、当社の本社建物等は共用資産としてより大きな単位でグルーピングをしております。

上記資産グループにおいては、店舗の損益悪化に伴い損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている賃貸物件等、土地の時価が著しく下落している賃貸物件、及び将来使用見込みのない遊休資産を把握し、減損の兆候を識別しています。

減損の兆候がある場合、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、使用価値又は正味売却価額のいずれか高いほうの金額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失として計上しています。

減損の兆候の有無の判定に際して使用する営業損益の見込み、及び減損損失の認識の要否の検討において使用する賃貸物件の割引前将来キャッシュ・フローの算定には、重要な仮定として、賃貸物件の営業収益は店舗の損益予測により変動することから、各賃貸物件の翌期以降の営業収益予測については、連結計算書類に計上した減損損失と同様の見積り要素が含まれております。

上記の重要な仮定は、現時点での判断であるため、実際の状況が仮定と乖離した場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

- ① 担保に供している資産

建物	40,694千円
土地	1,235,633千円
計	1,276,328千円

- ② 担保に係る債務

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）	850,598千円
-------------------------	-----------

なお、当該担保資産の一部は、上記の担保付債務以外に連結子会社の債務600,000千円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 7,738,167千円

- (3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	75,350千円
--------	----------

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,829,733千円

営業費用 15,592千円

営業取引以外の取引による取引高 10,853千円

(2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

場所	用途	種類
愛知県他（7店舗）	店舗	建物等

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位にグルーピングしており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングをしております。

上記資産グループにおいては、営業活動から生じる損益が継続してマイナス又は継続してマイナスとなる見込みとなっている店舗、及び土地の時価が著しく下落している店舗を対象としております。回収可能価額が帳簿価額を下回るものについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（46,661千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物14,822千円、構築物1,798千円、工具、器具及び備品29,983千円、無形固定資産のその他56千円であります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値の測定にあたっては将来キャッシュ・フローに基づき算定しておりますが、割引前将来キャッシュ・フローがマイナスであるため、割引率の記載を省略しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	116千株	一千株	一千株	116千株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

	千円
(繰延税金資産)	
賞与引当金	4,280
退職給付引当金	101,069
減価償却限度超過額	711,470
土地	142,627
資産除去債務	226,806
繰越欠損金	255,986
その他	71,931
繰延税金資産小計	1,514,172
評価性引当額	△1,508,886
繰延税金資産合計	5,286
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	42,379
資産除去費用	4,030
その他	1,255
繰延税金負債合計	47,665
繰延税金負債の純額	42,379

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 法人主要株主等

種 類	会社等の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)
その 他 の 関 係 会 社	㈱トーハン	(被所有) 直接 36.50 間接 0.83	担保の提供	担保の提供 (注)	600,000	—	—

(注) 子会社㈱三洋堂書店の㈱トーハンからの債務を担保するため、当社が保有する建物及び土地を物上保証に供しております。なお、取引金額には、担保に対応する債務残高を記載しております。

(2) 子会社

種 類	会社等の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関 連 当 事 者 と の 関 係	取引の内容	取 引 金 額 (千 円)	科 目	期 末 残 高 (千 円)				
子会社	㈱三洋堂書店	(所有) 直接 99.0	経営指導料の受取 店舗の賃貸 従業員の出向 資金の貸付 役員の兼任 担保の提供	経営指導料 (注) 1	654,727	未収入金	60,785				
				不動産賃貸料 (注) 1	1,146,700						
				出向者給与 (注) 2	602,363						
								資金の貸付 (注) 3	300,000	1年内回収 予定の関係 会社長期貸 付金	100,000
								資金の回収	80,000	関係会社 長期貸付金	1,460,000
								利息の受取 (注) 3	10,223	未収入金	294
					担保の提供 (注) 5	600,000	—	—			
	㈱三洋堂プログレ	(所有) 直接 97.5	資金の貸付 役員の兼任	資金の回収 (注) 3、4	11,000	1年内回収 予定の関係 会社長期貸 付金 関係会社 長期貸付金	11,000 67,000				

- (注) 1. 当社の採算性を考慮した双方合意により決定した金額であります。
 2. 出向者に係る人件費相当額を受け入れております。
 3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 4. 子会社㈱三洋堂プログレへの長期貸付金に対する貸倒引当金を全額取り崩し、当事業年度において46,934千円の貸倒引当金戻入額を計上しております。
 5. 子会社㈱三洋堂書店の㈱トーハンからの債務を担保するため、当社が保有する建物及び土地を物上保証に供しております。なお、取引金額には、担保に対応する債務残高を記載しております。

8. 収益認識に関する注記

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 393円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 29円55銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月19日

株式会社三洋堂ホールディングス

取締役会 御中

三優監査法人
名古屋事務所

指 定 社 員	公認会計士	吉 川 雄 城
業 務 執 行 社 員		
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 啓 太
業 務 執 行 社 員		

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三洋堂ホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上